

理 由 書 (案)

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、熊谷都市計画ごみ焼却場の変更についての理由を示したものです。

I 熊谷都市計画区域の位置等

熊谷都市計画区域は、都心から約50～70km圏、埼玉県北部に位置しています。
また、熊谷都市計画区域に含まれる土地の区域は、熊谷市の行政区域の全域です。

【2号 妻沼清掃センター】

本施設は、熊谷市弥藤吾字寺窪、上根字北浦及び江波字上北浦に位置する、面積約13,000㎡のごみ焼却場です。

II 変更の理由

妻沼清掃センターは旧妻沼町域のごみ焼却を担うため昭和59年2月から稼働していたが、熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び大里広域市町村圏組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、平成14年4月に可燃ごみの広域処理が開始され、大里広域市町村圏組合を構成する熊谷市（旧妻沼町及び旧大里町含む）、深谷市及び寄居町の可燃ごみは、熊谷衛生センター及び江南清掃センターで処理が行われることとなり、平成14年12月に機能を停止した。
この度、建物の老朽化が進み、地震時等に倒壊の危険があることから、妻沼清掃センターを解体し、本都市計画施設を廃止する。

III 変更の内容

名 称		位 置	面 積	変更内容
番号	ごみ焼却場名			
— (2)	— (妻沼清掃センター)	— (熊谷市弥藤吾字寺窪、上根字北浦及び江波字上北浦)	— (約13,000㎡)	・廃止

括弧内は変更前を示す。

IV 関連する都市計画

なし